



定額減税補足給付金 (不足額給付)

定額減税補足給付金 (不足額給付)

令和6年度に実施した定額減税調整給付金で算定した金額に不足が生じる方を対象に、不足分の給付金を支給します。

不足額給付Ⅰ

不足額給付Ⅱ

いずれかの給付対象となるかたには通知をお送りします。



くわしくは
目黒区公式ウェブサイト
をご確認ください。(ページID: 17645)

目黒区 不足額給付

給付対象の方には
確認書(封書)または案内書(ハガキ)をお送りしています

※ハガキが届いた場合は申請不要です。

左の封筒が届いたら
申請が必要です。

補足給付金(不足額給付Ⅰ)
要件確認書

申請締切日 令和7年10月31日(消印有効) お問い合わせ番号

目黒区長宛て 大枠の中を必ずご記入のうえ、この確認書を送送してください。

1 受給者 記入日、電話番号、署名欄を記入してください。

氏名	住所
生年月日	記入日 令和 年 月 日
電話番号	受給者 署名

重要 目黒区からの大切なお知らせ 親展 目黒区
料金後納
郵便

申請が必要な
書類です

定額減税補足給付金(不足額給付) 給付金に関するお知らせです。必ず開封してください。

申請期限

令和7年10月31日

--	--	--	--	--

給付金制度について

不足額給付Ⅰ、Ⅱのいずれかに当てはまるかたが対象です。

不足額給付Ⅰ

給付対象者

- 令和6年分所得税及び定額減税の実績が確定し、支給金額を改めて算出した結果、当初調整給付の支給金額に不足が生じたかた

<例>

- 令和6年中に扶養親族が増えた方
- 令和5年の所得がなく、当初調整給付の対象外だったが、令和6年の所得が大きく増加した方
- 令和6年中の退職等により所得が減少し、令和6年度は住民税課税であるが所得税は課税されない方
- 当初調整給付後に令和6年度住民税課税額に修正が生じ、令和6年度住民税所得割額が減額になった方

給付金額

- 「当初調整給付時（令和6年時点）の調整給付額」と「不足額給付時（現在）の調整給付額」の差額

不足額給付Ⅱ

給付対象者

- 以下のすべてを満たす方

本人として定額減税対象外

令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割の定額減税前税額がゼロ

税制度上、扶養親族に該当しない

事業専従者、合計所得48万超であるため、扶養親族等としても定額減税対象外

低所得世帯向け給付※の対象世帯主・世帯員に該当しない

※令和5年度非課税等世帯等への給付金、令和6年度新たな非課税等世帯等への給付金

給付金額

- 原則4万円
※令和6年1月1日時点で日本国内に住民票がないかたは3万円

給付対象となるかたには、**確認書(封書)**または**案内書(ハガキ)**をお送りしています

- 令和6年1月1日から引き続き目黒区在住で給付対象となるかたは、確認書(封書)または案内書(ハガキ)をお送りしています。
- 令和6年1月2日以降に目黒区に転入したかたにも、随時 確認書(封書)をお送りしますが、ご自身が給付対象となるか不明な場合は目黒区臨時給付金コールセンターにお問い合わせください。



**給付金を装った
詐欺にご注意ください**

「個人情報」「通帳・キャッシュカード」
「暗証番号」の詐欺にご注意ください。

**ATMなどで手数料の振込を依頼
することは絶対にありません。**

**電話で口座の暗証番号等をお聞き
することは絶対にありません。**

**定額減税補足給付金（不足額給付）に関する
お問い合わせ先**

目黒区臨時給付金
コールセンター

 **0120-239-077**

受付時間 8:30~17:00（土日祝日を除く）